

**改正**

平成8年3月29日教委規則第7号

平成9年3月26日教委規則第3号

平成11年3月1日教委規則第1号

平成12年9月1日教委規則第6号

平成16年3月31日教委規則第3号

平成17年3月31日教委規則第3号

小田原市図書館条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 図書館資料等の貸出等（第5条～第13条）

第3章 自動車文庫による貸出し（第14条～第16条）

第4章 会議室等の使用（第17条・第18条）

第5章 雑則（第19条～第22条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第7条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

**第2条** 図書館（小田原市立図書館（以下「市立図書館」という。）及び小田原市立かもめ図書館（以下「かもめ図書館」という。）をいう。以下同じ。）の休館日は、次のとおりとする。

（1） 12月28日から翌年の1月3日までの日

（2） 館内整理日（毎月第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次条において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）

（3） 特別整理期間（5月1日から6月30日までの間において7日を超えない範囲で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する期間をいう。）中の日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又

は休館日に開館することができる。

(開館時間)

**第3条** 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 市立図書館 午前9時から午後5時まで。ただし、金曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）については、午前9時から午後7時までとする。

(2) かもめ図書館 午前9時から午後7時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日については、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市立図書館の児童室及びかもめ図書館の視聴覚コーナーに係る開館時間は、すべての開館日において午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を伸縮することができる。

(入館の制限)

**第4条** 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者

(2) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は人の迷惑となる物品を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

## 第2章 図書館資料等の貸出等

(閲覧等の方法)

**第5条** 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。）の閲覧又は視聴は、別に定める手続によるものとする。ただし、市立図書館の児童室及びかもめ図書館の図書資料（図書、文書、記録、逐次刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の閲覧については、手続を要しない。

(図書資料の複写)

**第6条** 図書資料の複写を希望する者は、別に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。

(貸出しの対象)

**第7条** 図書館資料及び視聴覚機材（以下「図書館資料等」という。）の貸出しを受けることができるものは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内に事業所等のある団体その

他館長が特に適当と認めるものとする。

(貸出券の交付)

**第8条** 図書館資料等の貸出しを受けようとするものは、別に定めるところにより、貸出券の交付を受けなければならない。

(貸出しの手続)

**第9条** 前条の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、貸出券を館長に提示しなければならない。

(届出の義務)

**第10条** 貸出券の交付を受けたものは、貸出券を紛失し、又は貸出券の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

(貸出しの数及び期間等)

**第11条** 同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間は、次のとおりとする。

区分		数量	期間
図書資料	図書	10冊以内	14日以内
	紙芝居	6点以内	14日以内
視聴覚資料	16ミリ映画フィルム	4点以内	3日以内
	その他の資料	6点以内	7日以内
視聴覚機材		各1点	3日以内

備考 視聴覚資料のうちビデオテープ及びCDの数量については、それぞれ2点以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体に同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間については、数量にあつては100冊を、期間にあつては1か月を上限として、当該団体の性質、貸出しの対象となる図書館資料等の区分等に応じて館長が別に定める。

(貸出しの制限)

**第12条** 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 「禁帯出」又は「常置」の表示のあるもの
- (2) 新聞、官報及び神奈川県公報
- (3) 逐次刊行物の最新号
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

(貸出しの停止等)

**第13条** 館長は、図書館資料等の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを一定の期間停止することができる。

- (1) 貸出期間満了後の督促に応じないとき。
- (2) 図書館資料等を著しく破損し、汚損し、又は紛失したとき。
- (3) 事実を偽って貸出券の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 図書館資料等又は貸出券を、無断で他人に譲渡又は貸与したとき。

### 第3章 自動車文庫による貸出し

(貸出しの対象)

**第14条** 自動車文庫による図書資料の貸出しを受けることができるものは、市内に事業所等のある団体その他館長が特に適当と認めるもので、別に定めるところにより、登録を受けたものとする。

(貸出数の制限)

**第15条** 自動車文庫において貸出しできる図書資料の数量及び期間は、館長が特に必要があると認める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 数量 900冊を限度とし、1回の貸出しは、300冊以内とする。
- (2) 期間 3月以内

(届出の義務)

**第16条** 第14条の規定により登録を受けたものは、登録した事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

### 第4章 会議室等の使用

(使用の手続)

**第17条** 市立図書館の会議室並びにかもめ図書館の集会室及び視聴覚ホール（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の禁止)

**第18条** 教育委員会は、会議室等を使用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする興行その他これに類する行為をすると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

## 第5章 雑則

(寄贈等の取扱)

**第19条** 図書館は、図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書その他の資料は、特別の契約のある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いをするものとする。

**第20条** 寄託を受けた図書その他の資料が、災害その他の不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、図書館は損害賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

**第21条** 図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情によるものと認めた場合は、この限りでない。

(実施細目)

**第22条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

(小田原市立図書館設置条例施行規則の廃止)

2 小田原市立図書館設置条例施行規則（昭和34年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の小田原市立図書館設置条例施行規則の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた許可、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成8年3月29日教委規則第7号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成9年5月1日から施行する。

**附 則**（平成11年3月1日教委規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年9月1日教委規則第6号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

**附 則**（平成16年 3 月31日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年 3 月31日教委規則第 3 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。